

花畠川の桜等整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、花畠川の桜等整備事業（花畠川の散策路に桜等を植樹し、花畠川の環境を整備する事業をいう。）に活用するため、足立区寄附金取扱要綱（令和5年4月1日 4足政協発第980号。以下「区寄附金要綱」という。）に基づいて区民等からの寄附を受け入れることについて、区寄附金要綱に定めるものほか必要な事項を定め、もって地域住民と共に新しい区内の桜の名所をつくり、花畠川の環境整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「桜」とは、花畠川の桜等整備事業の目的に賛同するものの寄附により、区が指定する場所に植樹する河津桜をいう。

2 この要綱において「寄附者」とは、桜の植樹等に要する費用の一部として、2,000円以上の寄附を区に行い、区と共に桜の成長を見守ろうとする個人、企業又は団体をいう。

(所有権)

第3条 桜、桜に付随する支柱、案内板その他関係する物品の所有権は、区に属するものとする。

(申込み手続等)

第4条 寄附者になろうとするもの（以下「申込者」という。）は、花畠川の桜等整備事業寄附申込書（第1号様式）を区長に提出し、又はインターネットから申請フォームに必要事項を入力して送信することにより、申し込むものとする。

(寄附者及び案内板記載者の認定等)

第5条 区長は、前条による申込みを受けた場合、申込者が区寄附金要綱第5条各号のいずれにも該当しないこと及び寄附申込書の案内板への記載内容が次条第1項の要件を満たすこと（寄附を20,000円以上行ったものが案内板にメッセージ、氏名、団体名等の記載を希望した場合に限る。）を確認する。

2 区長は、前項の規定により、同項に定める各要件を満たすことを確認し、かつ、当該申込者から所定の寄附額の納付されたことを確認した場合は、その個人、企業又は団体を寄附者又は案内板記載候補者（寄附者であって20,000円以上の寄附を区に行い、かつ、案内板へ当該寄附者のメッセージ、氏名、団体名等の記載を希望したもの）として認定し、花畠川の桜等整備事業寄附者・案内板記載認定通知書兼寄附金納付確認書（第2号様式）により、通知するものとする。

3 区長は、前項により認定した案内板記載候補者のメッセージ、氏名、団体名等を記

した案内板を現地に設置するものとする。

(案内板の管理等)

第6条 区長は、案内板記載候補者の申出により、前条第2項により認定した寄附者のメッセージ、氏名、団体名等を案内板に記載できるものとする。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する業種の名称

(2) 商品名、キャッチコピー又は特定の品物の呼称、政治又は宗教を連想させる呼称等

(3) 品位にかける表現又は個人若しくは団体に対して誹謗し、若しくは中傷した広告に類する表現が含まれていると判断されるもの

(4) その他区長が桜の植樹場所の景観又はイメージにそぐわないと判断するもの

2 前項の規定にかかわらず、寄附の募集期間に同一の個人又は団体から重複して20,000円以上の寄附があった場合、案内板への寄附者のメッセージ、氏名、団体名等の記載は、1件に限るものとする。

3 区長は、案内板の設置期間中において、案内板の適正な掲示及び管理に努めるものとする。

(桜樹の管理等)

第7条 区長は、枝の剪定、害虫の駆除その他桜の適切な成長管理に努めるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市建設部長が別に定める。

付 則（6足都整発第5574号 令和7年3月7日 都市建設部長決定）

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。